# 本号で公布された法令のあらまし

## ◇航空業務に関する日本国政府とクロアチア共和国政府との間の協定（条約第一号）（外務省）

この協定は、日本国及びクロアチア共和国がそれぞれ他方の締約国の指定航空企業に対し特定路線における航空業務を運営する権利を与えることを規定したものであって、その概要は、次のとおりである。

1　協定に使用する用語の定義（第一条関係）
2　業務開設等の権利の相互許与（第二条関係）
3　業務開始のための手続及び条件（第三条関係）
4　指定航空企業等が享有する特権（第四条関係）
5　空港その他の施設の使用料に関する最恵国待遇等（第五条関係）
6　指定航空企業の航空機が使用する燃料、潤滑油、部品、航空機貯蔵品等についての関税等の免除等（第六条関係）
7　特定の場合における指定航空企業の特権の取消し、特権の行使の停止又は制限等（第七条関係）
8　両締約国の指定航空企業の業務運営に関する機会均等の原則（第八条関係）
9　一方の締約国の指定航空企業の業務運営に当たっての他方の締約国の指定航空企業の利益の考慮（第九条関係）
10　指定航空企業が提供する業務に係る輸送力を決定するに当たっての基本原則（第一〇条関係）
11　運賃に関する原則及び手続（第一一条関係）
12　一方の締約国の航空当局による自国の指定航空企業が運送する貨客に関する情報及び統計の他方の締約国の航空当局への提供（第一二条関係）
13　民間航空の保安のための措置（第一三条関係）
14　航空の安全を確保するための措置（第一四条関係）
15　協定の実施に関する航空当局間の協議（第一五条関係）
16　協定の解釈又は適用に関する紛争の解決手続（第一六条関係）
17　協定、附属書Ⅰ及び附属書Ⅱの改正（第一七条関係）
18　航空運送に関する一般的な多数国間条約が発効した場合の協定の改正（第一八条関係）
19　協定の終了（第一九条関係）
20　協定の登録（第二〇条関係）
21　協定の発効要件（第二一条関係）
22　両締約国の指定航空企業が運営することができる路線（附属書Ⅰ関係）
23　第七条１に規定する国（附属書Ⅱ関係）

をそれぞれ具体的に定めている。

---

# 条　約

航空業務に関する日本国政府とクロアチア共和国政府との間の協定をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年二月五日

内閣総理大臣　石破　茂

## 条約第一号

航空業務に関する日本国政府とクロアチア共和国政府との間の協定

日本国政府及びクロアチア共和国政府は、

両国の領域の間の及び両国の領域を越えての航空業務を開設し、かつ、運営するために協定を締結することを希望し、

両国が千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約の締約国であるので、

次のとおり協定した。

### 第一条

1　この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、

(a)　「条約」とは、千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約（同条約第九十条の規定に基づいて採択され、及び改正される附属書並びに同条約第九十四条の規定に基づいて行われる同条約の改正であって両締約国によって批准されているものを含む。）をいう。

(b)　「航空当局」とは、日本国にあっては国土交通大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいい、クロアチア共和国にあっては海事運輸大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいう。

(c)　「指定航空企業」とは、第三条の規定に従い、一方の締約国が他方の締約国に対する通告書により当該通告書に定める路線における航空業務の運営のために指定し、かつ、当該他方の締約国が適当な運営許可を与えた航空企業をいう。

(d)　「領域」とは、条約第二条に定義する領域をいう。

(e)　「航空業務」、「国際航空業務」、「航空企業」及び「運輸以外の目的での着陸」とは、条約第九十六条にそれぞれ定める意味を有する。

(f)　「附属書Ⅰ」及び「附属書Ⅱ」とは、この協定の附属書Ⅰ及び附属書Ⅱ（第十七条の規定により改正されるものを含む。）をいう。

(g)　「特定路線」とは、附属書Ⅰに定める路線をいう。

(h)　「協定業務」とは、特定路線において運営される航空業務をいう。

(i)　「構成国」とは、欧州連合構成国をいう。

2　附属書Ⅰ及び附属書Ⅱは、この協定の不可分の一部を成すものとし、「この協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、附属書Ⅰ及び附属書Ⅱを含むものとする。